

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 0
要 望 内 容	回 答		
分野別要求項目 一 福祉・医療の充実を ◆医療・保健の充実を 1 0 0 国民健康保険制度を改善すること。 ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。 ・入院時の食事代負担などの軽減対策を拡充すること。 ・限度額適用認定証を全ての人に発行すること。当面、特別の事情がある場合は保険料納付要件を撤廃すること。所得区分については現年度収入を基準とすること。	① 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である「生活保護基準額」よりも広い基準を設けております。 また、国において平成 2 2 年 9 月に一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示されたことから、その基準に該当するものについても、一部負担金減免の取扱いを行っています。 ② 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を所有している方には、その活用をお願いしております。 ③ 入院時における食事代負担等については、日常生活でも要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものですが、低所得者の方に対しては、負担の軽減を図るため減額制度が設けられています。 軽減対策の拡充については、他の被保険者との負担の公平性の観点から、困難であると考えています。 ④ 限度額適用認定証の交付に当たっては、滞納がある方への交付はできませんが、滞納理由に特別な事情があると認められる場合のみ交付できることが、法令等に定められております。 (次ページに続く)		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 0
要 望 内 容	回 答		
・ 出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。	なお、本市では、特別の事情が発生する前の期間に係る滞納保険料についても、一定の納付要件を満たせば限度額適用認定証を交付することとしており、個々の世帯状況等を十分にお聞きし、きめ細かな対応のうえ交付の判断を行っています。 また、認定証の区分判定は、法令により毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。 ⑤ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源で、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。 なお、出産育児一時金に係る現金給付を行う際は、国通知に基づき、適切な対応を行っております。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 1
要 望 内 容	回 答		
1 0 1 無料低額診療事業の利用者に対し，市独自に院外処方による薬代の助成を行うこと。	① 無料低額診療事業は，事業届出施設である病院又は診療所（薬局は対象外）が，生計困難者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業であり，患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については事業の対象外となっており，市独自の助成については，困難であると考えております。 しかしながら，近年，医薬分業が進んでいることから，事業実施機関からも院外処方による薬代について事業の対象とするよう要望が寄せられており，その要望については国に伝えているところです。 ② 本市としても，薬代の負担軽減については，本事業の課題であると認識しており，今後，国に対しても，院外処方による薬代の負担が軽減されるよう要望してまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 6 年度利用実績 3 1 1， 1 4 2 人 【内訳】生活保護 1 9 8， 1 7 0 人 生活保護以外 1 1 2， 9 7 2 人 ※ 上記実績は，市内 3 5 箇所の登録施設（平成 2 6 年度）における利用者数		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 2
要 望 内 容	回 答		
1 0 2 市立京北病院の常勤の整形外科医・看護師確保に，引き続き全力をあげること。	① 京北病院は，市立病院とともに平成 2 3 年 4 月 1 日から地方独立行政法人京都市立病院機構へ運営を移行しました。医師の体制は，平成 2 7 年 4 月から常勤医師数 5 名体制（平成 2 2 年度は 2 名）に拡充し， 8 月からは皮膚科の診療も開始しております。なお，整形外科については，ここ数年の患者数が横ばいとなっており，現在の診療体制で対応できております。 ② また，看護師数についても，現在必要数の確保はできており，今後も市立病院との人事交流や京北地域での潜在看護師の掘り起こし等，あらゆる機会を活用した病院の取組をサポートしてまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 3
要 望 内 容	回 答		
1 0 3 市立病院・市立京北病院において独自の医療費等患者負担の減免制度を周知し適用すること。無料低額診療事業を行うこと。初診時特定療養費は元に戻すこと。	① 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の 1 3 0 % 以下と認定される者に対し減免措置が講じられております。また、院内減免制度を含む経済問題に関する相談については、随時対応しております。 ② なお、相談体制については、平成 2 3 年 4 月に 1 名配置したメディカル・ソーシャルワーカー（MSW）を毎年拡充し、平成 2 7 年 4 月からは 8 名配置されております。 ③ 市立病院及び京北病院は、地方独立行政法人が経営する病院であり、無料低額診療の実施の有無に関わらず、固定資産税等については非課税です。民間医療機関と同様の無料低額診療を実施することで、税の減免による財源確保が図れるわけではなく、無料低額診療を行う財政基盤がないことから実施は困難です。 ④ 初期診療は地域の「かかりつけ医」に担っていただき、市立病院は「かかりつけ医」からの紹介を受けて、高度かつ専門的な医療を提供するという地域医療連携を一層推進する観点から、平成 2 6 年度に初診時選定療養費の改定（1, 5 7 0 円→3, 2 4 0 円（税込））が行われました。今後については、国においては、大病院での外来定額自己負担の義務化が議論されているため、本市としても国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 4
要 望 内 容	回 答		
1 0 4 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、運営費交付金を削減しないこと。	① 法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補てんする運営交付金については、必要な予算を確保してまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 2, 1 6 6, 0 0 0 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 5
要 望 内 容	回 答		
1 0 5 市立病院院内保育所の運営は委託をやめ、京都市・病院が直接責任を持つこと。	① 院内保育所については、従来から委託による運営を行ってきましたが、平成 1 7 年 3 月の包括外部監査人の指摘を踏まえ、運営形態を見直し、公募により選定した事業者に平成 2 3 年 4 月から運営業務を委託しております。 今後とも保育の質の確保をはじめとして、適切な運営に取り組んでまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 6										
要 望 内 容	回 答												
1 0 6 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。	① 身体障害者手帳3級の方を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、極めて困難な状況です。 (平成28年度予算額) <table><tr><td rowspan="2">・重度心身障害者医療費支給事業</td><td>医療費</td><td>2, 3 0 6, 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>事務費</td><td>2 7, 0 6 2 千円</td></tr><tr><td rowspan="2">・重度障害老人健康管理費支給事業</td><td>医療費</td><td>1, 4 1 8, 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>事務費</td><td>1 6, 5 0 6 千円</td></tr></table>			・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 0 6, 0 0 0 千円	事務費	2 7, 0 6 2 千円	・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 4 1 8, 0 0 0 千円	事務費	1 6, 5 0 6 千円
・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 3 0 6, 0 0 0 千円											
	事務費	2 7, 0 6 2 千円											
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 4 1 8, 0 0 0 千円											
	事務費	1 6, 5 0 6 千円											

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 7
要 望 内 容	回 答		
1 0 7 小児慢性特定疾病治療研究事業については、法改正による患者負担増大の影響を調査し、受療権を保障する独自の支援策をつくること。	① 平成 2 7 年 1 月の制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾病の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置や、既認定者への 3 年間の経過措置などの特例が設けられているところです。 ② 制度改正後の患者の自己負担については、所得階層や利用状況等により負担の増減は様々であるため、状況を注視しつつ、円滑な制度の実施に努めてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・小児慢性特定疾病医療費助成制度 3 4 2, 7 5 4 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 1 7 年 2 月 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定 平成 2 7 年 1 月 「児童福祉法の一部を改正する法律」施行 (小児慢性特定疾病医療費助成制度開始、 対象疾病の拡大、 5 1 4 疾病が 7 0 4 疾病に整理・拡大)		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 0 8						
要 望 内 容	回 答								
1 0 8 ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を，ひとり親家庭の厳しい生活実態をふまえ，2 0 1 2 年度までの基準に戻すこと。	① ひとり親家庭等医療費支給制度については，社会状況等の変化に対応し，安定的で持続可能なものとするための見直しが必要となっている中で，京都府が設置する「ひとり親家庭の支援施策検討会」等の検討結果等を踏まえ，平成 2 5 年 8 月から，対象を父子家庭へ拡大し，所得制限の見直しを行いました。 ② 所得基準については，福祉施策として市民理解の得られる基準として，平均的な勤労者の収入等を考慮したものであり，元の基準に戻すことは考えておりません。 (平成 2 8 年度予算額) <table><tr><td>・ひとり親家庭等医療費支給事業</td><td>医療費</td><td>1，040，000千円</td></tr><tr><td></td><td>事務費</td><td>31，482千円</td></tr></table>			・ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費	1，040，000千円		事務費	31，482千円
・ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費	1，040，000千円							
	事務費	31，482千円							

平成２８年度予算要望に対する回答		ＮＯ．	１０９
要 望 内 容	回 答		
１０９ 児童福祉センター，こころの健康増進センター，リハビリテーション推進センターの３施設については，合築計画を撤回し，それぞれのセンターの機能を充実させること。	① ３施設（地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター及び児童福祉センター）合築化計画については，「障害保健福祉施策の総合的な推進」と「児童福祉施策の充実・強化」に向けた取組方向としてお示した本市の方針であり，現在，庁内プロジェクトチームにおいて，その概要を検討しているところです。 合築によるスケールメリットを生かしつつ，各施設における機能や施策の充実はもとより，相互の連携体制を強化し，切れ目のない専門的な相談や支援の実現に向け，取り組んでまいります。 （平成２８年度予算額） ・３施設合築基本構想策定費用 １，０００千円【新規】 （経過・これまでの取組等） 平成２４年１０月 リハビリテーション行政の在り方について「京都市社会福祉審議会」へ諮問 平成２５年 ７月 「京都市社会福祉審議会」答申 １０月 「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」策定 平成２６年 ２月 「障害保健福祉施策の総合的な推進と児童福祉施策の充実・強化に向けた取組方向」を教育福祉委員会に報告 平成２７年 ９月 「京都市こころの健康増進センター」を「京都市地域リハビリテーション推進センター」内に移転		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 0
要 望 内 容	回 答		
1 1 0 難病医療における特定医療費については、法改正による患者負担増大の影響を調査し、受療権を保障する独自の支援策をつくること。	① 平成 2 7 年 1 月の難病医療に係る制度改正においては、より公平で安定的な制度としていくため、対象疾患の拡大とともに、自己負担額の見直しが図られましたが、医療費負担が高額で長期に及ぶ世帯への軽減措置や、既認定者への 3 年間の経過措置などの特例が設けられているところです。 ② 本市としては、医療費助成を行う京都府と連携し、対象者及び関係者への制度の十分な周知に努めるとともに、状況を注視してまいります。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 5 年 6 月 国家予算に関する本市からの要望として、希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について要望 平成 2 6 年 6 月 国家予算に関する本市からの要望として、難病患者の医療費助成について、対象疾患の拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討等について要望 平成 2 7 年 1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 (医療費助成対象疾患の拡大、5 6 疾患が 1 1 0 疾患に整理・拡大) 6 月 国家予算に関する本市からの要望として、難病患者の医療費助成における対象疾患の更なる拡大・自己負担の軽減に向けた更なる検討、大都市特例の施行に向けた早期の制度設計及び準備並びに市町村への権限移譲後における市町村の財政負担を前提としない明確な財政措置について要望 7 月 医療費助成対象疾患が 1 9 6 疾患追加、3 0 6 疾患に拡大		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 1				
要 望 内 容	回 答						
1 1 1 風疹予防接種は，妊娠を希望する 1 9 歳以上の女性の配偶者も対象にすること。単独ワクチンも対象にすること。	① 平成 2 5 年 7 月 から緊急対策として実施している風しん予防接種の一部公費負担については，抗体検査（平成 2 6 年度から妊娠を希望する女性や同居者を対象に無料で実施）により「抗体が不十分」と判明した妊娠を希望する女性，その配偶者等を対象として，引き続き実施しているところです。 ② なお，国は風しん予防接種の実施について，麻しん風しん混合ワクチンの接種を勧めていることから，本市としては単独ワクチンを対象とする予定はありません。 （平成 2 8 年度予算額） <table><tr><td>・ 風しん抗体検査</td><td>1 6， 2 9 6 千円</td></tr><tr><td>・ 風しん予防接種（任意接種）</td><td>1 5， 4 6 4 千円</td></tr></table>			・ 風しん抗体検査	1 6， 2 9 6 千円	・ 風しん予防接種（任意接種）	1 5， 4 6 4 千円
・ 風しん抗体検査	1 6， 2 9 6 千円						
・ 風しん予防接種（任意接種）	1 5， 4 6 4 千円						

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 2
要 望 内 容	回 答		
1 1 2 高 齢 者 イン フ ル エ ン ザ 予 防 接 種 は , 所 得 金 額 1 2 5 万 円 超 の 対 象 者 に つ い て 接 種 料 金 を 1 5 0 0 円 に 戻 す こ と 。 煩 雑 化 し た 手 続 き を 簡 略 化 す る こ と 。	① 高 齢 者 イン フ ル エ ン ザ 予 防 接 種 に つ い て は , 平 成 2 5 年 度 か ら , 所 得 区 分 に 応 じ た よ り き め 細 か な 接 種 料 金 の 設 定 と す る と と も に , こ れ ま で の 所 得 区 分 の 確 認 方 法 を 見 直 し , 接 種 料 金 軽 減 の 対 象 と な る 方 に 窓 口 又 は 郵 送 に て あ ら か じ め 申 請 し て い た だ き , 本 市 が 確 認 し た う え で 自 己 負 担 区 分 証 明 書 を 発 行 す る 方 法 に 変 更 し ま し た 。 ② 今 後 も 高 齢 者 人 口 の 増 加 に 伴 う 予 防 接 種 の 需 要 の 増 大 が 見 込 ま れ る こ と か ら , 従 来 の 接 種 料 金 に 戻 す こ と は 困 難 な 状 況 で す 。 ま た , 自 己 負 担 区 分 証 明 書 の 発 行 申 請 に つ い て は , 郵 送 に よ る 手 法 を 可 能 と す る な ど , 引 き 続 き , 負 担 軽 減 に 努 め て ま い り ま す 。 ③ な お , 平 成 2 7 年 度 か ら は , こ れ ま で よ り も 多 く の イン フ ル エ ン ザ ウ イ ル ス に 対 応 す る こ と が で き る よ う 4 価 ワ ク チ ン (平 成 2 6 年 度 : 3 価 ワ ク チ ン) が 導 入 さ れ た こ と に 伴 い , ワ ク チ ン 単 価 が 5 0 0 円 引 き 上 げ ら れ ま し た が , 本 市 が 引 き 上 げ 分 を 負 担 す る こ と に よ り 接 種 料 金 は 据 置 き に し て お り ま す 。 (平成 2 8 年 度 予 算 額) ・ 高 齢 者 イン フ ル エ ン ザ 予 防 接 種 8 6 0 , 9 2 1 千 円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 3
要 望 内 容	回 答		
1 1 3 行政区保健センターは保健所に戻し，必要な人員を配置して高齢者・精神・母子など市民の健康，公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児検診については，午前中の実施とし，早期療育の観点から5歳児検診も実行すること。環境衛生業務は身近な窓口として元の各保健センターに戻すこと。当面，保健センター長は専任の医師を配置し，系統的に採用すること。	① 保健所の機構改革については，新型インフルエンザの発生など，市民のいのちと健康はもとより，市民生活や経済への大きな脅威ともなり得る健康危機事案に対し，統一的な対応方針のもと，迅速かつ的確に対応するために実施したものであり，元に戻すことは考えておりません。各保健センターにおいては，必要な人員を配置したうえで，これまでの行政区保健所で実施していた市民サービス（保健衛生事業の実施，各種健診，各種届出，申請受付等）を維持しており，市民の健康増進及び公衆衛生の向上に努めているところです。 ② 乳幼児健診については，医師の確保上の都合等により，一部の保健センターで午後の時間帯に実施しておりますが，あらかじめ記入いただいた問診票や保護者の相談等を含めて，普段の様子を問診し，診察，個別相談等を通じて総合的かつ正確な診査を実施するとともに，地域の子育て機関と連携した子育て情報の提供等，待ち時間の有効活用に努めております。 ③ 5歳児健診の実施については，平成21年3月厚生労働省が発表した「乳幼児健康診査に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果」では，介入効果が明確になっていない等の指摘があることから，本市では，既存の乳幼児健康診査及び相談体制の充実を図り，必要な方への早期療育に努めております。 ④ 保健センター長については，医師の配置を原則と考えているところですが，公衆衛生医師の確保が非常に困難な状況にあります。このような中，各保健センターには，保健衛生事業に係る医療体制確保の観点から，1名以上の医師を配置しているところです。 （経過・これまでの取組等） 平成22年4月 京都市保健所の設置，各行政区に保健センターの設置		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 4
要 望 内 容	回 答		
1 1 4 廃止された休日急病東診療所，南部休日歯科診療所を復活すること。	① 診療科目ごとに市内 3 箇所分散していた急病診療所については，平成 2 3 年 3 月に交通至便な J R 二条駅前へ移転統合したことにより，複数の診療科目が 1 箇所受診できるようになり，さらに平成 2 3 年 4 月からは，小児科の深夜帯診療及び内科の準夜帯診療を新たに開始しました。 こうした市民の利便性の向上等により，急病診療所の患者数は大幅に増加し，本市全体として救急医療提供体制が充実・強化されているものと考えております。 ② なお，休日急病歯科南部診療所については，休日急病歯科診療に係る全市的な市民サービスや，効率的な事業実施の観点から，平成 2 7 年 6 月末をもって京都市休日急病歯科中央診療所への統合を行いました。統合にあたっては，中央診療所の診療体制を通常は 2 診から 3 診，ゴールデンウィークは 3 診から 4 診，年末年始は 4 診から 5 診へ，それぞれ体制を拡充する等，患者の利便性の向上を図っております。 (平成 2 8 年度予算額) ・急病診療所等運営 4 3 8，7 4 3 千円（歯科含む）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 5
要 望 内 容	回 答		
1 1 5 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。	① 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、今後とも、社会情勢に応じ、効率的かつ効果的な監視及び検査体制を確保するとともに、放射能検査の実施やその結果の公表等、正確かつ適切な情報発信を行い、食の安全・安心性の確保に努めてまいります。 ② 食品の放射能検査については、京都市衛生環境研究所において必要な検査を実施しており、簡易型放射能測定機を設置する団体等への補助金制度を創設する必要はないと考えております。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生 3 月 2 3 日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始 4 月 1 3 日 放射能の依頼検査受付開始 9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始 平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行 5 月 1 6 日 市内小売店で販売されている加工食品等の放射能検査開始		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 6
要 望 内 容	回 答		
1 1 6 第二市場における B S E 全頭検査を復活すること。放射能対策については、全頭検査を堅持すること。	① B S E 検査については、国が食品安全委員会（内閣府所管）による食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会（厚生労働省所管）の了承を得たうえで、平成 2 5 年 7 月 1 日以降の検査対象月齢を 4 8 箇月齢超とするために関係省令を改正しており、本市としても、従前からの科学的根拠の蓄積や国内外の状況を踏まえ、市民の不安が払しょくできる環境が整ったと判断できたことから、全頭検査の必要はなくなったものと考え、検査対象を 4 8 箇月齢超の牛のみとしており、今後も、対象となる牛の検査を継続してまいります。 ② 牛の放射能検査については、牛肉の安全性の確保を図るため、引き続き全頭検査を実施してまいります。 （経過・これまでの取組等） ＜ B S E 対策＞ 平成 1 3 年 1 0 月 1 8 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の B S E 検査開始 平成 2 5 年 7 月 1 日 B S E 検査対象月齢を 4 8 箇月齢超に変更 ＜放射能対策＞ 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生 9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始 平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 7
要 望 内 容	回 答		
1 1 7 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。アルコール依存症対策を進めるために、断酒会等自助グループへの支援を強めること。ギャンブル依存症対策を行うとともに、ネット依存について研究すること。	① 本市では、薬物等依存症に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、関係者研修会や本人及びその家族等への個別相談の実施により、薬物等依存症の方の支援に取り組んでおります。 ② 平成 2 8 年 3 月には、薬物問題で悩む家族等を対象とした心理教育プログラム及び支援者向けの研修会を開催し、アルコールも含めた依存症家族への支援に取り組んでまいります。 ③ 民間更生団体への支援については、これまでから薬物依存症者等の自助グループへの本市施設の使用許可や、薬物依存症リハビリテーション施設との協働による講演会開催などを行っております。 ④ また、平成 2 5 年 7 月に京都府が開設した「きょうー薬物をやめたい人ーのホットライン」※の運営に、本市もアドバイザー等で参画しており、今後も民間更生団体等の関係機関と連携し、薬物やアルコールなどの依存症の方に対する支援に取り組んでまいります。 ※ 薬物依存症から回復した経験のある相談員が、当事者の立場から相談に応じる相談窓口 ⑤ さらに、本市では、ギャンブル依存症の本人及びその家族への個別相談の実施、自助グループの本市施設使用などの支援に取り組んでおりますが、今後も普及啓発や関係機関との連携による支援等に取り組んでまいります。 ⑥ 加えて、ネット依存については、思春期・青年期のこころの健康やひきこもりの相談の中で、本人及び家族等の支援に取り組んでまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・精神保健福祉センター事業費 2 2 , 7 8 2 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 8
要 望 内 容	回 答		
1 1 8 中央斎場は受付業務を直営に戻すこと。現業の後継者育成に努めること。	① 中央斎場の受付業務に関しては、「京都市中央斎場のあり方検討委員会」において、「運営の効率化や市民サービスの向上に向け、民間の活用を検討すること」との提言を受け、平成 2 6 年度から委託化により効率的な運営が図られているものであり、平成 2 8 年度以降も継続してまいります。 ② 一方、衛生業務員については、同委員会において、職員の高い技術力と意識を評価したうえで、「その技術を今後とも活用すべきである」と示されたように、職員による火葬技術伝承を着実に行之、引き続き、後継者育成に努めてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・ 中央斎場運営 2 7 2 , 2 3 2 千円 (うち京都市中央斎場受付等委託金額 1 3 , 0 0 0 千円) (経過・これまでの取組等) 平成 2 4 年 8 月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」設置 平成 2 5 年 2 月 提言書の提出 平成 2 6 年 4 月 受付業務等委託開始		

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 9
要 望 内 容	回 答		
◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を 1 1 9 介護保険制度について，以下の項目の改善を図ること。 ・重い負担となっている保険料・利用料の軽減を市独自に行うこと。減免制度を更に拡充すること。 ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し，必要な介護が受けられるようにすること。 ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望する全ての高齢者が入所できる施設整備計画に改め，待機者をなくすこと。	① 介護保険制度は全国一律の制度であり，介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については，基本的には国の責任において，全国一律の考え方に基づき適切な措置が取られるべきであり，これまでから国に対して要望してまいりました。 第6期（平成27年度～平成29年度）の第1号被保険者の介護保険料については，低所得者の方に配慮したきめ細やかな段階設定や，国における別枠の公費投入による保険料軽減，本市独自の減額制度の実施など，できる限りの措置を講じています。 利用料については，平成27年度の制度改正によって，一定以上所得者の利用者負担割合の引き上げや高額介護サービス費の現役並み所得段階の追加，施設等の居住費や食費の負担限度額に係る適用要件が見直されましたが，経済困窮の方に対して負担を強いるものではありません。 引き続き，国の責任において適切な措置が講じられるよう求めてまいります。 ② 生活援助や通院・院内介助等のサービスは，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。 ③ 特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備については，平成26年度に策定した「第6期京都市民長寿すこやかプラン」（計画期間：平成27年度～平成29年度）に基づき，計画的に整備を進めております。 本市としては，引き続き，高齢者の皆様が，介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう，特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設・居住系サービスの整備に加えて，小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の居宅系サービスの充実により，介護の必要度に応じて，適切なサービスが受けられるよう，介護基盤の整備に努めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 1 9
要 望 内 容	回 答		
・ 保険料の滞納による給付制限は行わないこと。 ・ 市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。 ・ 地域包括支援センターへの委託金をさらに増額すること	④ 保険料滞納による給付制限は介護保険法により規定されており，本市におきましても，その規定に基づき運用しております。 本市では保険料滞納による給付制限について被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに，保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細やかな納付相談を行い，できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。 ⑤ 居宅サービスに設けられた利用限度額は，介護が必要な度合いに応じて，提供されるサービスに差が生じないように，制度の公平性を確保するための仕組みであります。介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから，利用限度額の在り方についても，国の考え方に基づき定められるべきであると考えております。 ⑥ 本市においては，各地域包括支援センター（高齢サポート）の担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じて，これまでから，国基準を上回る人員配置を行ってきたところです。 さらに，平成 2 4 年度からは，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みである「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関として，これまで以上に高齢者の総合的な支援を適切に実施するため，委託料を増額し，各センターに 1 名ずつ，合計 6 1 名の専門職員を増員する大幅な職員体制の充実を行っております。 また，平成 2 8 年度には，1 センター当たりの第 1 号被保険者数が 1 0 ， 0 0 0 人以上のセンター等に対し，職員の追加配置を行い，高齢者数の増加に対応できるよう必要な対応を図ってまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 地域包括支援センター運営事業 1 ， 6 3 4 ， 0 9 7 千円【充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 0
要 望 内 容	回 答		
1 2 0 サービス付き高齢者向け住宅については、見守りの実施状況、適正なサービス給付が行われているか等について指導・監督すること。	① 平成 2 3 年 1 0 月に登録制度が発足したサービス付き高齢者向け住宅については、これまでから保健福祉局と都市計画局と共同で、登録時の状況把握サービス及び生活相談サービスの提供内容やハード面における基準の適合確認等に加えて、年に 1 度、登録内容の変更の有無に関する報告を求めているところです。 また、平成 2 6 年度からは、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、立入検査を実施しております。 さらに、平成 2 7 年 7 月から有料老人ホーム設置運営標準指導指針が改正され、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも指針を適用することに伴い、指針適用後は老人福祉法に基づく有料老人ホームとしての立入検査も開始いたしました。 なお、市内のサービス付き高齢者向け住宅は全て有料老人ホームに該当しております。併せて、サービス付き高齢者向け住宅に併設する介護サービス事業所についても、介護保険法に基づき実地指導を実施しており、今後も関係部署が連携して指導を行ってまいります。 ※市内の登録数 7 2 棟（平成 2 7 年 1 2 月末時点）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 1
要 望 内 容	回 答		
1 2 1 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。	① 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、すこやかホームヘルプサービスや健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。 また、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。 ② 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから、当事業の役割は終えたものと考えております。 ③ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・すこやか生活支援介護予防事業 5, 4 5 7 千円 <内訳>すこやか生活支援介護予防事業（6 5 歳～） 3, 5 9 1 千円 - すこやか生活支援介護予防事業（6 0 ～ 6 4 歳） 1, 8 6 6 千円 ・健康すこやか学級 1 0 8, 1 8 7 千円 ・養護老人ホーム老人保護措置事務 1, 9 1 5, 9 9 4 千円 ・入浴サービス助成事業 9, 2 0 7 千円 ・配食サービス事業 1 0 4, 0 7 0 千円 ・配食サービス事業（6 0 ～ 6 4 歳） 8 6 8 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 2
要 望 内 容	回 答		
1 2 2 緊急通報システム利用料の負担を軽減し、高齢者の地域生活を支えること。	① あんしんネット 1 1 9（緊急通報システム）の利用料については、従来、所得状況に応じて費用を負担いただいておりますが、費用負担が一部の階層に偏っていたことから、階層ごとの利用料の格差を緩和し、「薄く広く」負担いただくため、平成 2 4 年 7 月から所得階層区分の基準と区分ごとの利用料の見直しを行いました。 ② この見直しは、負担額を軽減する階層を設ける等、所得階層ごとの費用負担の偏りを是正したものであり、年度途中であっても生活実態や経済状況に変化があった場合においては、負担軽減措置を実施しているところです。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 緊急通報システム事業 1 2 6， 1 1 3 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 3
要 望 内 容	回 答		
1 2 3 外国籍市民，高齢者・重度障害者特別給付金を増額し，対象を拡大すること。	① 国が必要な対応を行うまでの措置として，「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し，無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが，その増額及び対象者の拡大については，本市の厳しい財政状況の下，極めて困難であると考えております。 ② 無年金者の救済については，本来的には国が制度化を図り，公平に解決されるべきものと考えており，今後も，制度改善について他の政令指定都市と協力し，国に対して必要な要望を行ってまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 1 7，8 4 2 千円 ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 1 7，8 4 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 1 6 年 4 月 対象者を拡大し，精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加 平成 1 9 年 4 月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給月額を増額 3 6，0 0 0 円→4 1，3 0 0 円（＋5，3 0 0 円） 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 1 0，0 0 0 円→1 7，0 0 0 円（＋7，0 0 0 円） 平成 2 1 年 4 月 年金制度の改正（障害基礎年金と老齢厚生・遺族年金との併給可能）の趣旨を踏まえ，給付金の支給要件を同様に緩和 平成 2 7 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 8 年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 4
要 望 内 容	回 答		
1 2 4 高 齢 者 雇 用 安 定 法 に 基 づ き ， 高 齢 者 の 就 労 の 機 会 を こ れ ま で 以 上 に 拡 充 す る こ と 。	① 雇用施策については、国及び都道府県の所管となっており、本市単独で対応できるものではないことから、「第6期京都市長寿すこやかプラン」に基づき、引き続き、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。 ② 本市においては、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も、更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。 (平成28年度予算額) ・シルバー人材センター運営補助等 77,024千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 5												
要 望 内 容	回 答														
1 2 5 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。	① 単位老人クラブへの助成金については、国において平成 2 1 年 6 月 1 5 日付けで「老人クラブ活動等事業実施要綱」が改正され、従来 5 0 人以上であった単位老人クラブの構成人員数が 3 0 人以上に引き下げられました。 ② 本市においてもこの要綱改正の趣旨を踏まえ、平成 2 2 年度から、3 0 人～4 9 人の少人数クラブへの助成を新設するとともに、8 0 人以上の大人数クラブへの助成を充実させており、引き続き、単位老人クラブの活動を支援してまいります。 <table><tr><th colspan="2">2 1 年 度</th><th colspan="2">2 2 年 度 ～</th></tr><tr><td rowspan="3">5 0 人 以 上</td><td rowspan="3">3 , 8 8 0 円 / 月</td><td>3 0 ～ 4 9 人</td><td>1 , 9 4 0 円 / 月</td></tr><tr><td>5 0 ～ 7 9 人</td><td>3 , 8 8 0 円 / 月</td></tr><tr><td>8 0 人 以 上</td><td>5 , 8 2 0 円 / 月</td></tr></table> (平成 2 8 年度予算額) ・すこやかクラブ京都（老人クラブ）補助等事業 7 9 , 7 8 2 千円			2 1 年 度		2 2 年 度 ～		5 0 人 以 上	3 , 8 8 0 円 / 月	3 0 ～ 4 9 人	1 , 9 4 0 円 / 月	5 0 ～ 7 9 人	3 , 8 8 0 円 / 月	8 0 人 以 上	5 , 8 2 0 円 / 月
2 1 年 度		2 2 年 度 ～													
5 0 人 以 上	3 , 8 8 0 円 / 月	3 0 ～ 4 9 人	1 , 9 4 0 円 / 月												
		5 0 ～ 7 9 人	3 , 8 8 0 円 / 月												
		8 0 人 以 上	5 , 8 2 0 円 / 月												

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 6
要 望 内 容	回 答		
◆福祉・子育て支援の充実を 1 2 6 児童福祉法 2 4 条 1 項に基づいて、京都市の保育実施責任を果たし、必要な地域に認可保育所を新設・増設すること。	① 保育の実施責任については、保育を必要とする全ての児童に対して適切に保育が提供されるよう市町村が利用調整を行うこととされており、引き続き公的な役割と責任を果たしてまいります。 ② また、本市においては、幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に実施するために、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 箇年のニーズを見込み、そのニーズに対する提供体制の確保方策等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を、「京都市未来こどもはぐくみプラン」と一体的に策定しております。 ③ 本プランにおいては、平成 3 1 年度までに必要となる幼児教育・保育の量の見込みを提供区域ごとに定めており、保育所整備に加え、幼稚園など地域資源を活用した預かり保育や小規模保育事業等によって、量の見込みに対する確保体制を確保していくこととしております。 ④ 今後とも、「京都市未来こどもはぐくみプラン」に基づき、地域の保育ニーズに応じた取組を推進してまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 7
要 望 内 容	回 答		
1 2 7 保育所入所の点数制を改善すること。小規模保育（昼間里親を含む）からの入所を保障し、自営業の方の入所が厳しくなっている点を改めること。	① 保育利用におけるポイント制について、平成 2 7 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育所等への入所に当たって、保育の必要性の高い児童から順に保育所等に入所できるよう、保育の必要性を指数で示すポイント制を導入したところです。 ② このポイント制の導入により、入所の優先度の判断基準が分かりやすくなった等の評価をいただいている一方、初年度ということもあり、保護者や保育関係者から兄弟姉妹の同一園への入所等について改善を求める意見が寄せられたことから、平成 2 8 年 4 月の保育利用に向けてポイント制の見直しを行いました。 ③ 小規模保育事業所からの 3 歳児の移行については、これまでから福祉事務所において適切に利用調整を行ってきており、また、平成 2 7 年度のポイント制の見直しにおいても、小規模保育事業所と 3 歳児の受入れに関する連携協定を締結した施設を第一希望とする場合は加点を行う規定を新設するなど、円滑な 3 歳児の移行が図られるよう努めております。今後とも本人の意向を尊重したうえ、立地や保護者の就業状況に合った保育が利用できるよう適切に対応してまいります。 ④ なお、自営業の取扱いについては、居宅外労働と居宅内労働に関する基本指数は変更していませんが、自営業であっても自宅と就労場所が離れている場合等があることから、就労実態を把握したうえで、利用調整会議において、適切に判断することとしております。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 8
要 望 内 容	回 答		
1 2 8 保育料を値下げすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。第三子以降の保育料無料化は、所得制限をなくすこと。	① 平成 2 7 年 4 月 から開始された子ども・子育て支援新制度における本市の保育所保育料については、多子世帯への負担軽減策として、同時入所 2 人目については半額以下とし、同時入所 3 人目については、これまで同様無料としております（所得制限なし）。さらに、同時入所でない多子世帯に対しても、平成 2 7 年度から、第 3 子以降保育料免除事業を新たに開始しております。また、平成 2 8 年度から、年収約 3 6 0 万円未満の世帯について多子世帯は第 2 子を、ひとり親世帯等は第 1 子及び第 2 子の保育料の軽減を拡充するなど、更なる子育て支援策の拡充を図ってまいります。 ② 第 3 子以降保育料免除事業は、京都府内の全ての市町村での実施を目指し、京都府を中心とした府内市町村等で構成される検討会議において制度構築に向けた協議を行った結果、全所得階層に対して無償化を実施した場合、多額の財源が必要となることから、国基準の保育料の第 5 階層（本市階層区分の第 1 6 階層）までを対象とする所得制限が設けられたものです。 ③ 本市においてはこれらの取組により、保育料総額を国基準の 6 4 % まで軽減しておりますが、多子世帯に対する施策の充実をはじめ、利用者負担の軽減策については、国を挙げて取り組んでいくべきものであると考えており、今後とも国へ要望するとともに、本市としての取組を進めてまいります。 ④ 保育料の減免制度については、福祉事務所窓口での案内やホームページへの掲載によって、引き続き市民の皆様に周知してまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・第 3 子以降保育所等保育料免除事業 2 6 7 , 2 3 5 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 2 9
要 望 内 容	回 答		
1 2 9 保育料については、保護者に過大な負担を招く 上乗せ徴収は認めないこと。	① 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要であると認められる費用については、文書による保護者の同意を得て上乗せ徴収を行うことができるとされており、予め本市において、画一的に規制することは困難です。 ② ただし、民間保育園については、上乗せ徴収を行う場合には、本市の同意が必要とされていることから、事前申請を義務付けており、また保育所以外の施設・事業所についても、本市への届出を求めているところです。 ③ 今後も指導監査等を通じて確認を行い、不適切な事例があれば是正を求めてまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 0
要 望 内 容	回 答		
1 3 0 民間保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。	① 市営保育所においては、京都市中央卸売市場や他の自治体における放射能検査結果を基に、京都市教育委員会が示す学校給食用食材における放射性物質の独自の基準値である、50ベクレル/kgを目安として給食食材を選ぶこととしており、民間保育施設等に対しても速やかにその情報提供を行っています。 ② また、保育現場の職員に対し、本市が実施する、食の安全に関する講習会やフォーラムへの参加を呼び掛けるなど、保育現場における食の安全に対する意識向上を図っています。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 1
要 望 内 容	回 答		
1 3 1 民間保育園職員が働き続けられるよう、定期昇給を保障する制度を構築すること。	① 本市においては、これまでから全国トップクラスの保育水準を確保するため、いわゆるプール制において、年間40億円を超える本市独自の補助金を投入し、民間保育園における国基準を上回る保育士の配置と職員の処遇改善を図っております。 ② さらに、平成25年度からは、国において保育士等の確保を目的に創設された保育士等処遇改善臨時特例事業をいち早く実施し、更なる処遇改善を図っております。なお、当事業は、子ども・子育て支援新制度においては、処遇改善等加算の賃金改善要件分として、毎月の給付費（委託費）に含まれており、今後においても適切に予算を確保してまいります。 （平成28年度予算額） ・プール制補助金 2, 8 9 8, 2 4 0 千円 ・施設型給付費・委託費（市加配分） ※歳児別保育士配置基準の条例化に伴うプール制補助金予算からの組替え分は 予算額全体1, 5 4 8, 2 4 7千円のうち、1, 4 8 1, 1 9 7千円 （国3歳児配置改善加算に移行した予算を含めると、 1, 9 5 2, 6 2 6千円）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 2
要 望 内 容	回 答		
1 3 2 民間社会福祉施設産休等代替職員制度，特殊健康診断を復活すること。	① 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については，健康保険の給付等を活用することにより，産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ，児童処遇の確保が保たれることから，本市の厳しい財政状況の中，限られた財源を有効に利用するため見直したものです。また，特殊健康診断についても，頸肩腕障害・腰痛症を発症する職員が大幅に減少したことから，それぞれ一定の見直しを行ったものです。なお，特殊健康診断の廃止に伴い，新たに腰痛・頸肩腕障害の予防及びメンタルヘルス対策事業を実施し，民間社会福祉施設職員の健康の保持増進に努めております。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 3
要 望 内 容	回 答		
1 3 3 子 ども た ち の 保 育 環 境 向 上 の た め ， 施 設 や 職 員 配 置 基 準 を 引 き 上 げ る こ と 。	① 認可保育所については，面積基準及び職員配置基準を「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例」において規定しており，職員配置基準については，国の基準を上回る基準とし，本市独自に運営費を充実させています。 ② また，発達の著しい時期である 1 歳児のうち，特に月齢の低い児童については，保育士の負担が大きくなることから，平成 2 8 年度に向け必要な支援（保育士加配に要する費用の助成）を行ってまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 1 歳児保育における保育士配置体制の充実 9 9 ， 8 0 0 千円【新規】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 4
要 望 内 容	回 答		
1 3 4 民間保育園での事故防止対策に市として責任を持つこと。	① 本市においては、これまでから、保育園における安全対策等については、民間保育園向けの運営説明会等で、事故報告をはじめ、衛生管理、感染症対策などについて、対応の徹底を求めてまいりました。また、平成 2 6 年度に民間保育園において児童の安全に係る重大な事案が発生したことを踏まえ、国からの通知に加え、本市として、安全意識の徹底を各園に通知するとともに、プール活動・水遊びを行う場合の留意点についてのハンドブックを作成し、平成 2 7 年度当初に実施した全保育施設・事業所向け説明会において配布しております。 ② また、本市として事故の発生や状況等についての的確に把握するとともに、迅速な対応を行うため、本市に報告すべき事案の要件等について、平成 2 6 年度に整理を行い全保育園向けに通知しました。これらの報告結果については、安全確保策の立案等に役立ててもらうため、発生傾向等について集約・分析し、平成 2 6 年度分の結果を全保育施設・事業所に提供したところであり、今後も継続して取り組んでまいります。 ③ さらに、平成 2 8 年度においては、保育施設における事故防止等のためのカメラ設置を支援してまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・保育所等における業務効率化の推進（カメラ設置分） 2 6 , 9 0 0 千円【新規】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 5
要 望 内 容	回 答		
1 3 5 小規模保育事業，家庭的保育事業は，子どもの保育環境を守るため以下の通りとすること。 ・ 保育にあたる職員は全て保育士とすること。 ・ 給食は自園調理とすること。 ・ 保育室などは原則 1 階とし， 2 階までとすること。 ・ 高架下など子どもの育つ環境にそぐわない立地は認めないこと。	① 少人数を対象とした小規模保育事業や家庭的保育事業（以下「小規模保育事業等」という。）の職員配置基準については，旧昼間里親等が円滑に新制度に移行できるよう国基準を踏まえ，A型は全て保育士，B型は1／2以上が保育士としており，C型及び家庭的保育事業については，家庭的保育者を保育士有資格者に限定し，国基準よりも高い基準としております。 今後とも，研修の充実等により質の確保・向上に努め，市民の多様なニーズに対応してまいります。 ② 子ども・子育て支援新制度施行前から認可外保育施設を運営していた小規模保育事業所等については，5年間の経過措置として外部搬入による食事の提供が認められておりますが，このような事業所については給付費が減算されることもあり，自園調理を推奨しているところです。 ③ 保育室については，国基準において定める耐火基準を満たしている施設のみ，2階以上に設置することを認めておりますが，現在のところ，3階以上に保育室を置く事業所は市内にはありません。 なお，本市独自の移行特例として，子ども・子育て支援新制度施行から5年間に限り，同制度施行前から本市認定保育施設（昼間里親）であった事業所が移行した小規模保育事業C型の事業所については，上記の耐火基準を満たしていない場合であっても，安全対策として消防機関に通報する火災報知設備を設置することにより，2階に保育室を置くことを認めております。 ④ 保育施設・事業所の認可に当たっては，京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例に基づき，保育環境として問題がないことを確認したうえ，適切に対応してまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 6
要 望 内 容	回 答		
1 3 6 児童館は130館にとどめず，必要な地域に整備すること。	① 本市では，平成25年4月に一元化児童館130館の整備を完了し，地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は，山間地域を除きおおむね児童の生活圏に設置できたものと考えています。130館の整備完了後の放課後児童対策については，小学校の余裕教室の活用等による施設外クラスの運営や，放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携の下に運営する「放課後ほっと広場」，地域学童クラブへの補助により対応し，きめ細かな対策に取り組んでまいります。また，子育て支援については，児童館のほか，つどいの広場や子育て支援ステーションにおいて，施策の充実等に取り組んでまいります。 （平成28年度予算額） ・ 児童育成施設運営 3, 6 4 7, 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】 ・ 放課後ほっと広場事業 6 0, 7 5 5 千円 【学童クラブ障害児対策については充実】 ・ 子育て支援ネットワーク 1 4 0, 6 0 3 千円 ・ 子育てを支え合える地域社会づくり 2 4 8, 1 1 5 千円 【子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 7
要 望 内 容	回 答		
1 3 7 学童保育所は，複数配置も含め全ての小学校区に設置すること。大規模学童保育所を早急に解消すること。施設外クラスは，学童保育所として設置すること。 ・対象学年引き上げに伴って，必要な体制の補強や施設整備，増設を行うこと。	① 学童クラブ事業については，児童や子育て世帯の日常生活圏域ごとに設置してきた 1 3 0 館の一元化児童館での実施を基本とし， 1 6 6 の小学校区ごとの状況を考慮したうえで，放課後ほっと広場，地域学童クラブ等の児童館以外での取組も含め， 1 6 9 箇所で開催しております。 また，子ども・子育て支援新制度の施行に伴い，平成 2 7 年 4 月から学童クラブ事業の対象年齢を小学校 6 年生まで拡大するとともに，利用児童数おおむね 4 0 人ごとのクラス編成，クラスごとに 2 名の職員配置や，児童 1 人当たりおおむね 1 . 6 5 m²の面積の確保等，新たに定めた基準に基づき運営し，事業の充実を図っています。 とりわけ，児童 1 人当たりおおむね 1 . 6 5 m²以上の面積の確保に当たっては，基準を満たすため，小学校の余裕教室や，地域の集会所の活用等により，新たに実施場所を確保し，施設外クラスとして運営しております。 今後も，利用希望児童数の状況などを考慮し，必要に応じて，施設外クラスや放課後ほっと広場，地域学童クラブの取組により，引き続き学童クラブ事業の充実に取り組んでまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・児童育成施設運営 3 , 6 4 7 , 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 8
要 望 内 容	回 答		
1 3 8 学童保育利用料を引き下げること。	① 学童クラブ事業における利用料金については、これまでから本市が単費の上乗せをすることにより、国基準より軽減した料金の設定を行い、保護者負担の軽減を図っています。 また、料金の設定に当たっては、保護者の所得に応じた 1 1 段階の料金とするとともに、ひとり親世帯、障害のある方がおられる世帯、2 人以上同時に登録される場合については、利用料金を軽減するなど、世帯の状況を踏まえた料金体系としています。 今後とも、増え続ける利用希望に対応し、学童クラブ事業の安定的な運営を図っていくため、適切な料金の設定を行ってまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・ 児童育成施設運営 3, 6 4 7, 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 3 9
要 望 内 容	回 答		
1 3 9 学童保育の職員は有期雇用とせず，正規化すること。単位あたりの放課後児童支援員二人体制を維持すること。職員処遇を抜本的に改善すること。	① 平成 2 7 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度の実施に伴い，利用児童数おおむね 4 0 人のクラスごとに 2 名以上の職員を配置し，大幅な体制拡充を図っていますが，登録児童数の変動により，必要なクラス数と職員数が増減するため，職員の全てを正規職員で対応することは困難です。 ② また，職員配置については，設備・運営に関する基準において，クラスごとに 2 名以上の職員を配置し，うち 1 名は放課後児童支援員を配置することとしており，引き続き，基準に基づいた職員配置を行ってまいります。 ③ 職員処遇については，学童クラブ事業の対象年齢の拡大により，高学年の児童への対応などが求められる中，質の高い職員を確保するため，平成 2 7 年 4 月から職員の給与を平均 3 . 9 %増額し，処遇改善を図っております。 厳しい財政状況のもと，抜本的な改善は困難な状況ですが，今後とも，職員が意欲を持って働き続けられる条件づくりに努めてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・児童育成施設運営 3 , 6 4 7 , 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 0
要 望 内 容	回 答		
1 4 0 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけ、引き上げること。	① 障害のある児童の学童クラブ事業への受入れについては、介助者の派遣や児童館等への事業費の加算、経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っています。 ② 平成 2 7 年 4 月からの、学童クラブ事業の対象年齢拡大に伴う、障害のある児童の登録の増加に対応するため、介助者の確保に向けて、児童福祉や教育・心理学に関する学部を設置する大学との学生派遣に関する協定の締結や、介助者への謝金の増額（5 0 0 円／時間→7 0 0 円／時間）を行い、受入体制の充実を図ってまいりました。今後も、障害のある児童の受入体制の充実に努めてまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 児童育成施設運営 3, 6 4 7, 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 1
要 望 内 容	回 答		
1 4 1 地域学童クラブに対する助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が 1 0 人未満についても「山間地域や，児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず，補助対象とすること。	① 地域学童クラブについては，平成 1 0 年度から，国の補助基準に基づき各実施主体に補助金を交付していますが，これまでから，国の基準改定を踏まえ，交付基準の改定を行っています。 平成 2 7 年度からは，交付額の算定にあたり，これまでのクラブ単位から，児童の支援の単位ごとで算定するなどの改定を行うとともに，平日の長時間開設加算についても，新たに適用しております。 今後も，各クラブにおいて安定的な運営が図れるよう，国の運営基準の改定状況を踏まえ，補助の充実を図ってまいります。 ② 登録児童が 1 0 人未満の小規模クラブへの補助については，これまで，国において，1 0 人未満のクラブへの補助がない中，平成 2 4 年から，山間地域等については本市独自に 5 ～ 9 人のクラブに対し補助を実施してきました。平成 2 7 年度から国の基準が改定され，山間地域等で実施される 1 0 人未満のクラブについても，補助対象とされたことから，本市補助につきましても，国基準に準じて改定を行ったところであり，山間地域等以外の地域における小規模クラブへの補助対象の拡大は困難です。 (平成 2 8 年度予算額) ・ 児童育成施設運営 3, 6 4 7, 9 3 3 千円 【地域学童クラブ事業補助及び学童クラブ障害児対策については充実】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 2
要 望 内 容	回 答		
1 4 2 京都こども文化会館は，従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。	① 京都こども文化会館は，府市協調事業として昭和 5 7 年に設置した施設であり，設置以来，これまで京都府との共同運営を行っております。今後とも，京都府との協調の下，取り組んでまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・ 京都こども文化会館運営助成 3 1， 7 4 4 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 3
要 望 内 容	回 答		
1 4 3 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。未婚のひとり親家庭への，見なし寡婦（夫）控除を適用すること。	① 児童扶養手当制度の改善については，ひとり親家庭の自立及び就労意欲の促進につながる制度となるよう従来から国に要望しており，引き続き，機会を捉えて国に要望してまいります。 ② ひとり親家庭に対する支援については，福祉事務所及びひとり親家庭支援センターにおいて，ひとり親家庭等日常生活支援事業や高等職業訓練促進給付金等事業などの様々な取組を実施しているほか，平成 2 6 年 1 0 月の母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大，1 2 月の児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し，平成 2 7 年 4 月の高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格の追加及び 6 月のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施など，支援の充実に努めております。今後とも，きめ細かな相談体制の確保等，充実した支援が展開できるよう，取組を進めてまいります。 ③ また，ひとり親家庭に支給する児童扶養手当については，国の方針を踏まえ，第 2 子以降の支給額を増額します。 ④ 未婚のひとり親家庭へのみなし寡婦（夫）控除の適用については，国の税制上の問題として，国において見解が示され，それに基づいて適用していくべきものであると考えており，国の動向を注視してまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・ひとり親家庭支援センター運営 2 1，2 7 4 千円 ・ひとり親家庭自立支援対策 1 2 1，7 8 6 千円【充実】 （経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年 4 月 母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業，交流会事業） 平成 2 2 年 4 月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大） （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答			NO.	1 4 3
要 望 内 容	回 答			
	平成 2 4 年	4 月	母子福祉センターの名称変更 （京都市ひとり親家庭支援センター）	
	平成 2 5 年	4 月	高等技能訓練促進費事業，自立支援教育訓練給付金事業制度 改正 支給対象拡大，支給対象期間変更（高等技能）	
	平成 2 6 年	1 0 月	母子寡婦福祉資金貸付制度の父子家庭への対象拡大	
		1 2 月	児童扶養手当と公的年金等の併給制限の見直し	
	平成 2 7 年	4 月	高等職業訓練促進給付金等事業における対象資格追加	
		6 月	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答				NO.	1 4 4																		
要 望 内 容		回 答																					
1 4 4 児童福祉センターは，児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり，一時保護所の環境を抜本的に改善すること。第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。		① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターにおいては，これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置してまいりました。平成25年度には児童福祉司3名及び児童心理司1名を，平成26年度には児童福祉司2名を，更に平成27年度には児童心理司を1名増配置し，体制を強化しております。 また，児童虐待への迅速かつ的確な初期対応を図るため，24時間365日「子ども虐待SOS専用電話」を設置しており，平成27年7月から導入された児童相談所全国共通ダイヤル「189」と合わせ，児童虐待対応の強化に努めております。 ② 一時保護所については，青葉寮の移転後のスペースを活用し，環境改善に取り組んでまいります。 ③ なお，第二児童福祉センターには，緊急時に備え一時保護スペースを確保するとともに，一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な一時保護の実施に努めているところであり，今後とも適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。 (平成28年度予算額) ・児童福祉センター運営 397,732千円 (経過・これまでの取組等) ＜児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）における児童福祉司・児童心理司の配置数＞ <table><tr><td>年度</td><td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td><td>27年度</td></tr><tr><td>児童福祉司</td><td>44</td><td>52</td><td>55</td><td>57</td><td>57</td></tr><tr><td>児童心理司</td><td>14(5)</td><td>16(6)</td><td>17(6)</td><td>17(6)</td><td>18(6)</td></tr></table> (人) ()内は非常勤嘱託員の再掲 (次ページに続く)				年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	児童福祉司	44	52	55	57	57	児童心理司	14(5)	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																		
児童福祉司	44	52	55	57	57																		
児童心理司	14(5)	16(6)	17(6)	17(6)	18(6)																		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 4
要 望 内 容	回 答		
	< 児童相談所及び第二児童相談所の体制強化 > 平成 2 3 年 度 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（2 → 3 チーム） 在宅支援強化のため「地域別担当班」の増設（4 → 5 班） 平成 2 4 年 度 第二児童福祉センター開設 平成 2 5 年 度 児童相談所の「地域別担当班」，第二児童相談所の「地域別担当班」及び「子ども虐待防止アクティブチーム」に児童福祉司を各 1 名増配置。一時保護所に児童心理司 1 名を配置 平成 2 6 年 度 児童相談所及び第二児童相談所の「子ども虐待防止アクティブチーム」に児童福祉司を各 1 名増配置 平成 2 7 年 度 児童相談所の心理支援に児童心理司を 1 名増配置		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 5
要 望 内 容	回 答		
1 4 5 鑑別診断の待機を解消するため、医師の体制を更に拡充すること。第2児童福祉センターにも療育機能を持たせること。	① 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、これまでから児童精神科医を増員し、現在9名確保して発達障害の診断を行っております。また、センターと連携した民間の小児科医に確定診断を行ってもらう取組も進めており、今後とも自閉症等発達障害の確定診断の待機解消に努めてまいります。 ② また、平成25年度には、療育センターに児童発達支援事業所「なないろ」を開設し、療育の拡充を図っております。 (平成28年度予算額) ・児童福祉センター運営費 397,732千円 (経過・これまでの取組等) 平成24年4月 「第二児童福祉センター」開設 平成25年4月 療育センターに、児童発達支援事業所「なないろ」開設		

平成 2 8 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 4 6
要 望 内 容	回 答		
1 4 6 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、賃金・労働条件の抜本的改善をはかること。	① 児童養護施設等の職員配置基準については、国の平成 2 7 年度予算において、「社会的養護の課題と将来像」（平成 2 3 年 7 月）に掲げられた水準まで配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）が引き上げられ、大きく改善が図られたところです。 ② また、これまでから本市が独自に実施している入所児童の処遇水準の向上に資する取組については、今後とも実情等も踏まえながら検討を重ねるとともに、更なる職員配置の充実等が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 民営児童福祉施設措置費（児童） 3, 3 9 9, 1 8 3 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置 乳児等受入加算費創設 平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施 平成 2 3 年度 地域小規模児童養護施設増設 ※ 児童養護施設定員増による受入体制確保 平成 2 4 年度 乳児院，児童養護施設，児童自立支援施設，情緒障害児短期治療施設に個別対応職員，家庭支援専門相談員の配置義務化 乳児院，児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置 配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ ※ 設備運営基準（省令）については平成 2 5 年度に引上げ 平成 2 7 年度 配置基準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げ （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答			NO.	1 4 6
要 望 内 容	回 答			
	＜平成 2 7 年 度 の 配 置 基 準（直接処遇職員等の措置費基準）の引上げの概要＞			
	施設種別	職種	引上げの概要	直近改正時期
	児童養護施設	児童指導員 保育士	0・1歳児 1.6：1 → 1.3：1	平成 2 4 年
			3歳以上未就学児 4：1 → 3：1	
			小学生以上 5.5：1 → 4：1	
	乳児院	児童指導員 保育士 看護師	0・1歳児 1.6：1 → 1.3：1	平成 2 4 年
			3歳児以上 4：1 → 3：1	
	情緒障害児 短期治療施設	児童指導員 保育士	通じて 4.5：1 → 3：1	平成 2 4 年
		心理療法担当職員	通じて 10：1 → 7：1	昭和 3 7 年
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて 4.5：1 → 3：1	平成 2 4 年
		心理療法担当職員	通じて 基準なし → 10：1	—
	母子生活支援施設	母子支援員	定員30世帯以上 3人 → 4人	平成 2 4 年
		少年指導員	定員10世帯以上 1人 → 2人	昭和 5 7 年
			定員20世帯以上 2人 → 3人	
			定員30世帯以上 2人 → 4人	

平成 2 8 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 4 7
要 望 内 容	回 答		
1 4 7 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。	① 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、本市独自での引上げは困難ですが、これまでから里親等への委託を推進するため、独自の取組として、措置費に上乗せして新規支度金を支給する等の単費援護を実施しております。 ② 里親支援の取組については、賠償保険の公費負担や里親の一時的な休息のためのレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施により、支援の充実を図るとともに、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や講演会の開催、出前講座等を行っております。 ③ 平成 2 5 年度からは、乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員を配置し、さらに、平成 2 6 年度には京都市が所管する全ての乳児院（2 箇所）及び児童養護施設（7 箇所）に配置を拡大するなど、施設による里親支援体制の充実を図ってきているところです。 ④ また、「施設の本体施設とグループホーム、里親等のそれぞれで生活する子どもの数を概ね 3 分の 1 ずつにしていく」という社会的養護の将来像を実現するため、平成 2 7 年 1 月に「京都市家庭的養護推進計画」（平成 2 7 年度からの 1 5 年間が取組期間）を策定し、「京都市未来こどもはぐくみプラン」にその前期計画部分（5 年間）を盛り込み、主体的かつ積極的に取組を進めているところです。 ⑤ なお、平成 2 4 年度から、里親への措置費に係る国の基準について、里親に対して一時保護委託を行った際に里親手当の日額相当額が支弁されるなど、改善が図られているところですが、更なる充実について、機会を捉え国に要望してまいります。 （平成 2 8 年度予算額） ・里親支援事業 7, 9 0 2 千円		

（次ページに続く）

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 7
要 望 内 容	回 答		
	(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始 平成 2 3 年 度 里親支援事業開始 平成 2 4 年 度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員（兼任 1 名→2 名） 平成 2 5 年 度 乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員配置 ※ 平成 2 5 年 9 月からはさらに児童養護施設 1 箇所に配置 平成 2 6 年 度 市所管乳児院（2 箇所）及び児童養護施設（7 箇所）の全てに 里親支援専門相談員を配置		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 8
要 望 内 容	回 答		
1 4 8 児童デイサービスへの補助金を復活するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。	① 旧児童デイサービス事業者への運営補助については、施設運営が基本的に国の報酬でなされるものとの考え方の下、新規加算創設や基本報酬増額などで報酬体系の改善が図られたこともあって役割を終えたため段階的な見直しを行い、平成 2 4 年度までに廃止したものであり、復活は考えておりません。 ② 障害児通園施設についても、旧児童デイサービス同様に基本報酬増額など国制度の改善が図られてきたところですが、平成 2 4 年度をもって新体系定着支援事業が廃止され、通園施設事業者の減収が見込まれたことから、平成 2 6 年度予算までこれまでと同額を確保してまいりました。 しかしながら、新体系定着支援事業廃止後となる平成 2 5 年度の対象事業者における決算状況から、国の報酬のみによる施設の安定的な運営が可能であると判断できたため、平成 2 7 年度から見直しを行っているところです。 今後は、サービス需要に対応するため、主に重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスや児童発達支援事業所新規開設に対する補助を引き続き実施することに加え、平成 2 8 年度からは主に重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所への運営補助を実施するなど、障害のある児童に対する支援に努めてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・放課後等デイサービス等設置促進事業 1 0 , 0 0 0 千円 ・放課後等デイサービス運営補助等事業 5 , 9 0 0 千円【新規】		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 4 9
要 望 内 容	回 答		
1 4 9 障害者入所施設については、地域生活が困難な実態をふまえ増設すること。短期入所枠については、不足している実態をふまえ更に拡大すること。	① 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については、地域生活への移行を進める中、入所施設を増設する予定はありません。 ② 短期入所については、平成 2 7 年度はこれまで 3 箇所（5 床＋空床）の事業所が開設しております。今後も事業者に対して設置促進の働き掛けを行ってまいります。 ③ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、平成 2 1 年度からあんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。 （平成 2 8 年度予算額） ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 1, 6 4 1 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 0
要 望 内 容	回 答		
1 5 0 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。	① 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護及び行動援護に準じた取扱いを行っております。 ② 施設入所者への制度適用については、同行援護及び行動援護において、施設入所との重複報酬を避ける観点から、入所者は一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない期間に利用することが可能とされており、移動支援においても同様の取扱いです。一方、平成 2 5 年 4 月から施行した障害者総合支援法については、見直しに向けた検討が行われ、平成 2 7 年 1 2 月には社会保障審議会（障害者部会）から報告書が出されたところです。引き続き、国において、報告書に基づいた具体的な施設入所中等の移動の支援の在り方等について、検討されることとなっており、この動向を注視してまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 1										
要 望 内 容	回 答												
1 5 1 障害者スポーツ施設の増設を行うこと。精神・知的障害者のスポーツの機会を保障すること。	① 障害者スポーツ施設は、障害者スポーツセンター（左京区）、障害者教養文化・体育会館（南区）の 2 施設を拠点に、スポーツを通じ、障害のある方の健康づくりや、社会参加、障害の有無を問わない幅広い方々の交流等、障害のある方が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種別、等級を問わず、その振興に取り組んでいます。 ② 本市の厳しい財政状況から、障害者スポーツ施設の増設については困難ですが、今後も 2 つの施設を拠点に障害者スポーツの振興を図ってまいります。 （平成 2 8 年度予算額） <table><tr><td>・ 障害者スポーツ振興</td><td>3 8 , 1 8 0 千円</td></tr><tr><td>・ 障害者スポーツセンター運営</td><td>2 0 8 , 3 6 4 千円</td></tr><tr><td>・ 京都市障害者教養文化・体育会館運営</td><td>2 1 , 5 9 5 千円</td></tr></table> （経過・これまでの取組等） <table><tr><td>昭和 6 2 年 1 0 月</td><td>障害者教養文化・体育会館を設置（当時の設置者は、雇用促進事業団）</td></tr><tr><td>昭和 6 3 年 4 月</td><td>障害者スポーツセンターを設置（体育館部分は平成 3 年 4 月設置）</td></tr></table>			・ 障害者スポーツ振興	3 8 , 1 8 0 千円	・ 障害者スポーツセンター運営	2 0 8 , 3 6 4 千円	・ 京都市障害者教養文化・体育会館運営	2 1 , 5 9 5 千円	昭和 6 2 年 1 0 月	障害者教養文化・体育会館を設置（当時の設置者は、雇用促進事業団）	昭和 6 3 年 4 月	障害者スポーツセンターを設置（体育館部分は平成 3 年 4 月設置）
・ 障害者スポーツ振興	3 8 , 1 8 0 千円												
・ 障害者スポーツセンター運営	2 0 8 , 3 6 4 千円												
・ 京都市障害者教養文化・体育会館運営	2 1 , 5 9 5 千円												
昭和 6 2 年 1 0 月	障害者教養文化・体育会館を設置（当時の設置者は、雇用促進事業団）												
昭和 6 3 年 4 月	障害者スポーツセンターを設置（体育館部分は平成 3 年 4 月設置）												

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 2
要 望 内 容	回 答		
1 5 2 若杉学園は施設利用者の処遇後退とならないよう市が責任を持つこと。	① 再整備事業実施候補法人の選定後，本市立ち会いの下，利用者の保護者と法人とで，支援内容の協議を行っています。また，平成 2 7 年 1 2 月から平成 2 8 年 1 月にかけて，法人により全保護者との個別面談を実施し，作業内容や送迎について協議したところです。 ② 本市から法人への事務引継については，移管の半年前から移管時まで，法人の職員を若杉学園に派遣して行い，また，移管後最長 1 年間は本市職員を新事業所に派遣して行うこととしています。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 若杉学園再整備事業 6 4，8 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 6 年 7 月 再整備事業実施候補法人の選定 8 月 利用者の保護者から法人へ質問書の提出 9 月 利用者の保護者と法人で支援内容について協議 1 0 月 地元向け説明会実施（第 1 回） 平成 2 7 年 3 月 京都市若杉学園条例廃止議決 利用者保護者説明会（第 1 回） 地元向け説明会実施（第 2 回） 8 月 法人による工事内容地元説明会 1 1 月 利用者保護者説明会（第 2 回）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 3
要 望 内 容	回 答		
1 5 3 「聞こえの支援」を進めるため、各区役所で磁気ループ（可搬型）、受信機の貸し出しや、パネル式の導入を行うこと。磁気ループの周知にさらに取り組むこと。	① 難聴者が補聴器で音声を正確に聞き取るための集団補聴装置（磁気誘導ループシステム、赤外線補聴システム等）に関しては、平成 2 7 年 7 月からみやこユニバーサルデザイン推進担当から各部署へ磁気誘導ループを貸し出すことにより、本市が主催する会議や説明会等で、補聴設備の磁気誘導ループを使用できる環境を整備しました。 また、本市の磁気誘導ループを設置している施設については、京都市情報館で情報提供を行うとともに、京都市聴覚言語障害者センターにおいて、無料で磁気誘導ループ（可搬型）の貸し出しを行っております。 引き続き磁気誘導ループの周知に向け取り組んでまいります。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 4
要 望 内 容	回 答		
1 5 4 障害が重く、支援が必要な人ほど負担が増える「応益負担」をやめるよう国に求めること。新京都方式を拡充し負担の軽減に努めること。自立支援医療については、非課税世帯の無料化を早急に実現すること。	① 国においては、障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」が平成 2 5 年 4 月から施行されております。本市としては、利用者や事業者、地方公共団体に過度の負担を生じない、また、将来にわたって安定し、利用者に分かりやすい制度となるよう、他の政令指定都市とも連携しながら、引き続き国に対し必要な意見を述べてまいります。 ② 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して強く要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成 2 8 年度も継続して実施してまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 2 8 4 , 4 6 0 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 5
要 望 内 容	回 答		
1 5 5 6 5 歳以上の障害者に対して、介護保険制度への機械的移行は行わないこと。	① 障害福祉サービスに対する介護保険優先原則は障害者総合支援法第 7 条に規定されており、介護保険で同様のサービスが利用できる場合は、介護保険サービスの利用を優先することが基本とされております。一方、障害のある人の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、その意向等を把握したうえで、必要としている支援の内容が、介護保険サービスでは受けられないと認められる場合は、障害福祉サービスの支給をすることができるとされております。 ② このため、本市では障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象年齢となった際、制度の理解や利用者に応じたサービスの検討が適切かつ円滑になされるよう、京都市障害者自立支援協議会に「介護保険部会」を設置しており、現状の課題について、利用者と支援機関、障害福祉サービス側と介護保険側の相互理解を含め、必要な取組を行うことを検討しております。 ③ さらに、国に対しては、障害福祉サービスと介護保険サービスとの適用関係について明確な基準が定められておらず、各自治体において取扱いが異なっていることから明確な基準を示すよう、これまでから要望しております。また、国においては、平成 2 5 年 4 月から施行した障害者総合支援法については、見直しに向けた検討が行われ、平成 2 7 年 1 2 月には社会保障審議会（障害者部会）から報告書が出されたところです。引き続き、国において、報告書に基づいた具体的な高齢の障害者に対する支援の在り方等について、検討されることとなっており、この動向を注視してまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 2 6 年度 京都市障害者自立支援協議会「介護保険部会」で検討開始 平成 2 7 年 8 月 二十一大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議から要望		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 6
要 望 内 容	回 答		
1 5 6 福祉乗車証は直ちに敬老乗車証の適用地域と同一にするとともに、磁気カード化をすすめること。	① 福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証の適用地域まで拡大することについては、交付者の負担がない現行の制度では多額の経費を要するため、本市の厳しい財政状況の中、実施は困難です。 ② 現在の福祉乗車証は、障害者手帳に福祉乗車証シールを貼付する形で交付しておりますが、磁気乗車証は、磁気の劣化に伴い年度ごとの更新が必要となり、多額の財政負担を伴うことや介護者への交付の在り方といった課題があり、負担金を伴わない現行制度の中、現段階では導入は困難と考えております。 （平成 2 8 年度予算額） ・市バス・地下鉄等福祉乗車証交付事業 1, 4 3 6, 2 0 0 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 7												
要 望 内 容	回 答														
1 5 7 J R 料 金 の 割 引 ， 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 制 度 ， 重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費 支 給 制 度 に つ い て 精 神 障 害 者 も 対 象 と す る こ と 。	① J R 運 賃 の 割 引 に つ い て は ， 現 在 ， 身 体 障 害 の あ る 方 及 び 知 的 障 害 の あ る 方 が 割 引 の 対 象 と な っ て お り ， 精 神 障 害 の あ る 方 に つ い て は 対 象 と な っ て お り ま せ ン 。 今 後 と も ， 精 神 障 害 の あ る 方 に つ い て も 対 象 と も な る よ う ， 国 に 対 し て 積 極 的 に 働 き か け て ま い り ま す 。 ② 精 神 障 害 者 の 方 を 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 支 給 制 度 及 び 重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費 支 給 制 度 の 対 象 と す る こ と に つ い て は ， 本 市 の 厳 し い 財 政 状 況 に お い て ， 極 め て 困 難 な 状 況 で す 。 （平成 2 8 年 度 予 算 額） <table><tr><td>・ 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 支 給 事 業</td><td>医 療 費</td><td>2 ， 3 0 6 ， 0 0 0 千 円</td></tr><tr><td></td><td>事 務 費</td><td>2 7 ， 0 6 2 千 円</td></tr><tr><td>・ 重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費 支 給 事 業</td><td>医 療 費</td><td>1 ， 4 1 8 ， 0 0 0 千 円</td></tr><tr><td></td><td>事 務 費</td><td>1 6 ， 5 0 6 千 円</td></tr></table>			・ 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 支 給 事 業	医 療 費	2 ， 3 0 6 ， 0 0 0 千 円		事 務 費	2 7 ， 0 6 2 千 円	・ 重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費 支 給 事 業	医 療 費	1 ， 4 1 8 ， 0 0 0 千 円		事 務 費	1 6 ， 5 0 6 千 円
・ 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 支 給 事 業	医 療 費	2 ， 3 0 6 ， 0 0 0 千 円													
	事 務 費	2 7 ， 0 6 2 千 円													
・ 重 度 障 害 老 人 健 康 管 理 費 支 給 事 業	医 療 費	1 ， 4 1 8 ， 0 0 0 千 円													
	事 務 費	1 6 ， 5 0 6 千 円													

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 8
要 望 内 容	回 答		
1 5 8 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。	① 重度障害者タクシー料金助成事業については、平成 2 2 年度に、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的・持続的に運営するための見直しを行ってきております。 助成額の増額については、多額の財政負担増を伴うため困難であると考えておりますが、利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・重度障害者タクシー料金助成事業 1 9 9 , 7 7 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大 (精神障害保健福祉手帳 1 級も対象) 助成額の見直し ・利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→ 5 0 0 円 ・利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 9
要 望 内 容	回 答		
1 5 9 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。民営保育園耐震化計画及び社会福祉施設の耐震化計画の具体化にあたっては、公費負担を拡充すること。	① 社会福祉施設の耐震化については、災害時に要配慮者の緊急受入先となる点も踏まえ、鋭意取り組んでおります。 ② このうち、民間社会福祉施設の耐震化については、これまでから実施してきた耐震診断や耐震改修に係る経費の補助に加えて、平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度は耐震診断未診断の民間社会福祉施設に対し、専門家が施設を訪問し、耐震化の必要性や手続等についてアドバイスする「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を実施しました。また、平成 2 5 年度からは、耐震診断助成事業の対象を非特定建築物に拡大するとともに、同年度から平成 2 7 年度の 3 年間に限り、補助上限（1, 0 0 0 千円）を撤廃しております。 ③ 民営保育園の耐震化については、平成 2 5 年 9 月に「京都市民営保育園耐震化計画」を策定し、改修に必要な費用推計を踏まえた、事業者の負担軽減を図る新しい耐震改修助成制度を創設し、耐震化を着実に進めております。また、民営保育園以外の民間社会福祉施設等についても、平成 2 6 年 1 1 月に「京都市民間社会福祉施設等耐震化計画」を策定し、民営保育園と同様、耐震化に係る事業者負担の軽減を図るとともに、施設種別ごとに抱える課題の解決に取り組みながら、耐震化を着実に進めてまいります。 ④ また、社会福祉施設等の設備基準等を定めている各法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準に関する関係条例を改正（平成 2 7 年 7 月 1 日施行）し、設備基準に「建築物の耐震性を有すること」を追加することにより、障害のある方、高齢の方、乳幼児等支援を必要とする方が通所、入所又は入院により利用されるサービスを行う事業所について、耐震性を有する建築物での事業実施を新たに義務付けました。 ⑤ 平成 2 8 年度においては、早期に耐震化が図れるよう、耐震化計画における耐震化集中取組期間（平成 2 7 年度～3 1 年度予定、耐震改修に係る本市負担割合を 5 %かさ上げ）として、取組を進めてまいります。（次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 5 9
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 8 年 度 予 算 額) ・ 市有建築物の耐震改修 1 0 6 , 5 0 0 千円 - 京都市今熊野児童館 改修 【新規】 - 京都市洛陽児童館 改修 【新規】 - 京都市納所城之内児童館 改修 【新規】 - 京都市深草児童館 改修 【新規】 ・ 保育所等整備助成 2 , 3 5 4 , 1 0 0 千円【新規】 - 陵ヶ岡保育園 老朽改築及び定員増 【新規】 - 向上社保育園 老朽改築及び定員増 【新規】 - まこと幼児園 老朽改築及び定員増 【新規】 - 下鳥羽保育園 老朽改築及び定員増 【新規】 - 衣笠こども園 老朽改築及び定員増【継続】 - 洛南保育園 老朽改築及び定員増【継続】 - 吉祥院保育園 老朽改築及び定員増【継続】 - このしま保育園 老朽改築及び定員増【継続】 - 蜂ヶ岡保育園 老朽改築及び定員増【継続】 - 梅ノ宮保育園・梅ノ宮乳児保育園 老朽改築及び定員増【継続】 - 川岡保育園 老朽改築及び定員増【継続】 ※ 老朽改築に併せて耐震化を図るもの（個所付け） ・ 乳児院「平安徳義会乳児院」整備助成 2 9 , 2 0 0 千円 ・ 民間社会福祉施設耐震改修助成 3 6 2 , 5 0 0 千円 ・ 民間社会福祉施設等耐震診断助成事業 9 , 3 5 0 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 0
要 望 内 容	回 答		
1 6 0 憲法 2 5 条に基づき，生存権を保障するため，生活保護行政を進めること。 ・生活保護費引き下げの影響について，保護世帯の実態を調査すること。 ・生活保護申請用紙を相談窓口置くこと。 ・生活保護制度をより広く市民に周知すること。	① 生活保護法の一部を改正する法律（平成 2 5 年 1 2 月 6 日に可決・成立）については，必要な人には必要な保護を実施するという基本的な考え方を適切に維持しつつ，今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう所要の措置を講ずるものであると認識しております。本市としましては，今後とも国の動向に注視しつつ，適正な制度運営の確保に努めてまいります。 ② 生活保護基準については，国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう，社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し，厚生労働大臣が定めることとされております。平成 2 5 年 8 月以降の見直しは，社会保障審議会生活保護基準部会での検証に加え，平成 2 0 年（前回見直し）以降の物価の下落を適正に反映した結果であると認識しております。 なお，平成 2 5 年 8 月以降の基準引下げの影響により保護廃止となった世帯はありませんでした。 ③ 本市では，専任の面接員を市内全福祉事務所に配置しており，面接員が相談者の状況を的確に把握し，他法他施策の活用等の助言を適切に行うとともに，生活保護制度の趣旨等について十分な説明を行ったうえで，相談者に保護申請するかどうかを判断していただくため，申請書は窓口に設置するのではなく，面接室に用意しております。 ④ 生活保護制度については，生活にお困りの方が福祉事務所に相談していただく機会が失われることがないように，その周知方法について適宜点検してまいります。 なお，「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成 2 5 年 2 月以降発行分）において，『生活に関するご相談』先として各区役所・支所福祉部保護課を案内するとともに，生活保護制度の説明を掲載させていただいております。 （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 0
要 望 内 容	回 答		
・ 保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。 ・ 夏季加算の創設，老齢加算の復活を国に求めること。 ・ 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。	⑤ 就労支援に当たっては，身体状況以外に生活歴，職歴等や育児，介護など様々な条件を考慮したうえで，その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており，あらかじめ保護の期限を設定し，期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。 なお，働く力があるにもかかわらず，理由なくその活用を怠る場合は，生活保護法第 2 7 条に基づき文書で指示を行うなど，けじめのある指導を行っております。 ⑥ 医療扶助の自己負担については，患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持つことが必要と考えており，世帯の最低生活費を保障したうえで，導入していくべきと考えております。 また，生活保護制度は，社会保障全般の見直しの中で，抜本的な改革が図られるべきと考えており，医療扶助の自己負担導入の検討を含めて，国への要望を撤回することは考えておりません。 ⑦ 加算を含めて生活保護基準は，厚生労働大臣の裁量により設定されているものであり，本市が独自に生活保護基準を改定することはできません。 夏季加算については，平成 2 0 年度以降，国の実施要領等の改正意見提出の際に，厚生労働省にその創設を要望しているところであり，引き続き要望してまいります。 老齢加算については，今後とも国の動向を注視してまいります。 (経過・これまでの取組等) 平成 1 6 年度 老齢加算の段階的廃止（～平成 1 8 年度） 平成 2 0 年度～ 国の実施要領等の改正意見提出の際に，夏季加算の創設について意見を提出 ⑧ 本市では，常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため，生活相談時には，相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに，急迫状態にあると認められる場合は，速やかに職権保護を検討するなど，今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 0
要 望 内 容	回 答		
・ケースワーカーは80世帯に1名の配置とすること。 ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。 ・熱中症による死者が発生していることに鑑み、一時扶助でエアコン設置を行うこと。 ・夏季歳末見舞金を復活すること。 ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。 ・捕捉率を推計、公表し、必要な対策を行うこと。 ・中高校生への学習援助など、受給世帯の子ども・若者への支援を拡充すること。	⑨ ケースワーカーの配置については、適切な自立支援をより一層推進していくため、また、世帯変動や住所異動の激しい地域への重点的対応を行っていくため、長期化する厳しい状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置することとし、さらに、大規模区には、担当課長を配置する等、ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。 ⑩ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。 ⑪ クーラーをはじめとする日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲の中で計画的に購入すべきと考えられており、熱中症対策として広く一般的に一時扶助で対応することは困難と考えています。 ⑫ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は、既に達成されたと考えられること、また、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、見舞金を復活する考えはありません。 ⑬ 医療証方式では、福祉事務所として当該医療の要否について事前確認ができず、福祉事務所の権限である指定医療機関の選定を行うこともできないといった問題があります。同方式は、国において慎重に検討されるべきものと考えております。 ⑭ 貧困率等に関する調査はナショナルミニマムに関する調査として国において実施すべきと考えており、本市として独自に調査することは考えておりません。 ⑮ 中高生への学習援助については、貧困の連鎖を防止する目的で、「生活保護受給者等中学3年生学習支援プログラム」を実施しており、平成27年度においても、新たに2箇所事業を開始し、計11箇所事業実施しております。 （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 0
要 望 内 容	回 答		
・ 高校生のアルバイト収入認定除外について、対象世帯に周知を行うこと。	平成 2 8 年度からは、経済的困窮により支援を必要とするひとり親家庭の子供についても対象とすることから、学習支援実施箇所の充実を図ってまいります。 今後も保護受給世帯の子ども・若者への支援を実施してまいります。 ⑩ 高校生のアルバイト収入認定除外については、対象世帯に対して適宜周知ビラを活用しながら周知に努めております。 （平成 2 8 年度予算額） ・ 生活保護受給者等中学 3 年生学習支援プログラム 9, 4 2 7 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 1
要 望 内 容	回 答		
1 6 1 市民の生活困窮について把握するしくみを早急に検討すること。	① 生活に困窮される方を早期に把握するため、これまでから専任の面接員を配置し、生活にお困りの方の生活相談を受け付けている福祉事務所を通じて生活困窮者を把握し、相談員による個別支援に繋げています。 ② これに加えて、生活にお困りの方が相談等で訪問することがあると思われる各区の社会福祉協議会やハローワーク、地域の身近な相談相手として活動する民生・児童委員など、関係機関等に新たな生活困窮者支援制度についての周知を図っているところです。 ③ 平成 2 7 年度から、生活保護に至る前の方に対する支援を強化するため、生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても、同法に基づく支援を実施していくため、地域福祉課内に新たに相談員 5 名と、相談専用ダイヤルを設けました。 ④ 今後とも、福祉事務所をはじめ、市民の方からの相談を受け付ける様々な関係機関に対して、生活困窮者支援制度についての周知、連携に努め、市民の生活困窮についての把握と自立支援に取り組んでまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・生活困窮者自立支援事業 2 3, 0 7 7 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 2
要 望 内 容	回 答		
1 6 2 ホームレスの定期的な実態調査を行い，自立支援を強化すること。 ・ホームレスの生活保護適用に当たっては，居宅確保を原則とすること。 ・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。 ・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。 ・中央保護所は直営に戻して公的責任を果たし，入所者の社会的自立を支援すること。 ・緊急一時宿泊事業を後退させず，必要とする全ての人々が利用できるよう施設整備を行うこと。日用品費を支給すること。	① ホームレスの方への自立支援については，これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で，その方に適した支援方針を樹立することとしています。 このため，本人が居宅生活を希望されるとともに，国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については，速やかな居宅確保に努めているところであり，今後も適切に対応してまいります。 ② 自立支援センターについては，実態に即した定員設定や支援体制等の整備を行い，ハローワークとの連携による就労支援等に取り組んでいるところです。今後も，入所者の住環境の改善を図るとともに，就労による意欲や能力を持っているホームレスに対して，就労による自立に向けた支援を進めてまいります。 ③ 本市のホームレス支援を推進していくに当たっては，ホームレスを支援する民間団体等が有するノウハウ等を活用し，本市と協同で取り組むことが重要であると考えています。引き続き，事業委託等の形で民間団体等と連携を深めてまいります。 ④ 中央保護所については，平成 2 3 年度から指定管理者により運営しております。今後も指定管理者と連携し，入所者に対する支援内容について更なる充実を進め，入所者の自立に向けた適切な支援を実施する等，実施機関として公的責任を果たしてまいります。 ⑤ 民間の宿泊施設の借上げによる緊急一時宿泊事業については，現在は通年で実施しているところであり，入所者に対してアセスメントを行い，個々の状況に応じた支援計画を策定する等，自立に向けた支援に取り組んでまいります。 また，就職活動等の理由により日用品が必要な利用者の方に対しては，必要に応じて日用品を現物で支給しております。 （次ページに続く）		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 2
要 望 内 容	回 答		
	(平成 2 8 年度予算額) ・ ホームレス自立支援センター事業 4 3 , 4 3 1 千円 ・ 中央保護所運営経費 1 0 8 , 8 2 4 千円 ・ 宿泊援護事業 1 1 2 , 1 6 9 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 3
要 望 内 容	回 答		
1 6 3 市営葬儀事業を復活させること。	① 市営葬儀事業については，年間利用件数が2，000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに，収支状況も，廃止直前の利用料収入は10％程度で，残り90％は公費で賄う状況であったことから，平成17年度に廃止したものであり，本市の財政状況がより厳しさを増す中，事業を復活する考えはありません。 （経過・これまでの取組等） 平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において，「事業そのものの在り方を見直す」こととされた。 平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において，「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。 平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 4
要 望 内 容	回 答		
1 6 4 夏季歳末貸付資金の限度額を引き上げ，通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金は，要件を緩和し，審査期日が短縮できるように，必要な手だてを市として講じること。	① 夏季歳末特別生活資金貸付制度の限度額の引上げや事業の通年化については，本市の極めて厳しい財政状況から，実施は困難です。 ② 生活保護受給者については，生活保護法の適用により最低生活が保障されているため，貸付の対象とする考えはありません。 ③ 生活福祉資金貸付制度は，京都府社会福祉協議会が実施主体として運用されている事業であり，平成 2 1 年 1 0 月には利用者のニーズに応じた柔軟な貸付が実施できるよう制度の見直しが行われました。 ④ 審査については，京都府社会福祉協議会生活福祉資金貸付審査等運営委員会が毎月 1 回開催されておりますが，制度の円滑な運営のため今後においても京都府へ働きかけてまいります。 (平成 2 8 年度予算額) ・夏季歳末特別生活資金貸付 8 9 , 1 3 1 千円		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 5
要 望 内 容	回 答		
1 6 5 低所得者世帯，社会福祉施設などに対し，上下水道料金の福祉減免制度をつくること。	① 水道料金及び下水道使用料の低所得者世帯等への福祉減免制度の創設については，特定の利用者に料金を減免することは他の利用者にその負担を転嫁することになることから，料金負担の公平の原則の下，実施する考えはございません。 ② また，生活保護制度は，生活扶助基準に水道料金及び下水道使用料をはじめとする光熱水費を含んでいる制度であり，生活保護世帯に対する減免を行う考えはありません。 ③ 社会福祉施設については，利用者が個人利用で負担する部分を除き，措置費等を財源とする運営費に光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。		

平成 2 8 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	1 6 6
要 望 内 容	回 答		
1 6 6 各内職会の支援を強め，認定基準を緩和すること。	① 各内職会に対する運営補助については，厳しい財政状況ですが，平成 2 8 年度においても，必要な予算を確保し，適切な支援を行ってまいります。 また，内職会の認定基準については，各内職会が補助金を適正に執行するとともに，貸付金を期限内に償還できることなど，継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制および財政基盤を有していることが求められますので，現在のところ緩和することは考えておりません。 （平成 2 8 年度予算額） ・内職授産事業 5，000 千円		